第

5098

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年10月30日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 退職金を続けてもらう場合

♀:3年前に関連会社を退職して当社の役員になった人が、このたび、当社を退職します。退職金を続けてもらう場合には、退職所得控除の計算に気を付けなければならないと聞きましたが、どのようにするのですか?

A:次のように計算します。

【解説】

所得税では、前年以前4年内に他の会社等から退職金の支払いを受けている人に退職金を支払う場合で、その退職金についての勤続年数のうちに前年以前4年内に支払いを受けた退職金について勤続期間と重複する期間を含む、その重複する部分の期間を含めたその年の退職金についての勤続年数に応じて求めた退職所得控除額に相当する額から、その重複している部分の期間(1年未満の端数は切捨て)に係る勤続年数に応じて求めた退職所得控除額に相当する額を控除して計算することとされています。

したがって、次の場合には以下のようにし て退職所得控除額を求めます。

(例)

- ・現会社の勤続年数20年の場合 退職所得控除額=40万円×20年=800万円
- ・関連会社の退職金についての勤続年数と重 複する期間が15年の場合

退職所得控除額=40万円×15年=600万円

・今回の退職の退職所得控除額800万円-600万円=200万円







